

広島県告示第五百七十七号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）別表第四の規定により、牛小屋高原公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲を次のように定め、平成十三年広島県告示第六百五十九号（自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による牛小屋高原公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分		単 位	利用料金の範囲
キャンプ用具	シャワー	三分につき	一三〇円以内
	テント	一張一回につき	二、一〇〇円以内
	寝袋	一点一回につき	四一〇円以内
炊事用具	一式一回につき	一、四〇〇円以内	

備考 「炊事用具」とは、なべ、飯ごう、バーベキューグリルその他の調理器具をいう。